

平成25年第6回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

平成25年11月11日(月)

午前10時00分開議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第 7号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 承認第 8号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第 5 議案第31号 平成24年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 6 議案第32号 平成24年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について
- 第 7 発委第 1号 議会評価意見書の提出について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

- 1番 小畑 傳 君
- 2番 滝波 登喜男 君
- 3番 金元 直 栄 君
- 4番 齋藤 則 男 君
- 5番 長岡 千恵子 君
- 6番 原田 武 紀 君
- 7番 川治 孝 行 君
- 8番 川崎 直 文 君
- 9番 多田 憲 治 君
- 10番 上坂 久 則 君

- 11番 長谷川 治 人 君
 13番 松 川 正 樹 君
 14番 渡 邊 善 春 君
 16番 上 田 誠 君
 17番 酒 井 要 君
 18番 伊 藤 博 夫 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松 本 文 雄 君
副 町	長	田 中 博 次 君
教 育	長	宮 崎 義 幸 君
消 防	長	竹 内 貞 美 君
総 務 課 長	心 得	平 林 竜 一 君
企 画 財 政 課 長		小 林 良 一 君
会 計 課 長		伊 藤 悦 子 君
監 理 課 長		南 部 顕 浩 君
税 務 課 長		川 上 昇 司 君
住 民 生 活 課 長		野 崎 俊 也 君
環 境 課 長		山 口 真 君
福 祉 保 健 課 長		山 田 幸 稔 君
子 育 て 支 援 課 長		藤 永 裕 弘 君
農 林 課 長		河 合 淳 一 君
商 工 観 光 課 長		酒 井 圭 治 君
建 設 課 長		山 下 誠 君
上 水 道 課 長		山 本 清 美 君
下 水 道 課 長		太 喜 雅 美 君
永 平 寺 支 所 長		酒 井 暢 孝 君
上 志 比 支 所 長		加 藤 茂 森 君
学 校 教 育 課 長		山 田 孝 明 君
生 涯 学 習 課 長		長 谷 川 伸 君

町立図書館長 堀 まさ美 君

6 会議のために出席した職員

議会事務局長 清水 満 君

書 記 青木 恵都子 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月8日に、町長より平成25年第6回永平寺町議会臨時会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますこと、心より厚くお礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。これにより平成25年第6回臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をします。

15番、河合永充議員から、平成25年10月7日付で議員の辞職願が議長宛てに提出されました。議会閉会中でありましたので、地方自治法第126条の規定により、議長において同日付で辞職を許可いたしましたので、ここでご報告を申し上げます。

次に、産業建設常任委員会で互選されました副委員長の氏名を発表いたします。

副委員長に、10番、上坂久則君。

以上のとおり報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番、長岡君、6番、原田君を指名します。

～日程第2 会期の決定～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、町長より本臨時会に提出されました議案についての提案理由の説明を受けます。

松本町長。

○町長(松本文雄君) 平成25年第6回永平寺町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

11月に入り立冬が過ぎ、暦の上では冬の始まりを迎えており、日一日と寒さが募りますが、議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜びを申し上げます。

第6回臨時会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成25年度も7カ月余が経過いたしました。町の活性化や暮らしの質を高めるまちづくりのため、公共事業の推進など最善を尽くし、地域の発展と住民福祉の向上を目指して積極的に取り組んでいるところであります。

さて、本日の臨時会は、平成25年度一般会計の補正予算の専決及び損害賠償の額を定めることの専決についてご審議いただくため開催したところであります。

それでは、平成25年度一般会計補正予算について申し上げます。

歳出の農林水産業費におきましては、農山漁村活性化対策整備事業の排水路改良工事について、請負業者が事業停止になったことから早期に工事を完成させる必要があるため、工事再入札に係る工事費670万円を計上するものであります。

次に、教育費について、松岡中学校校内放送設備修繕料として178万5,000円を計上するものであります。

以上により総額848万5,000円を増額するものでありますが、いずれも急を要したため専決により処分したため、臨時会での承認をお願いするものであります。

なお、これらの歳出の財源となる歳入につきましては、繰越金、諸収入を増額しております。

次に、損害賠償の額を定めることについて、町公用車による物損事故の相手方に対する損害賠償の額が示談によって確定し、早急に支払う必要が生じたため専

決により処分したので、議会の承認をお願いするものであります。

以上、本議会に提案いたします議案等について、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては、上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

～日程第3 承認第7号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第3、承認第7号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程いただきました承認第7号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、平成25年10月7日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ848万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,008万7千円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、5ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、目4農地費、農山漁村活性化対策整備事業に伴う工事請負費670万円につきましては、光明寺地区の排水路改良工事に係る請負業者の事業停止に伴い、早期に工事を完成したいため、工事再入札に係る工事費用として工事前払い金と同額の670万円を計上させていただきました。

次に、款10教育費、目1学校管理費、修繕料178万5,000円につつま

しては、松岡中学校の校内放送設備が故障したため、一斉放送、チャイム機能が作動しないことから、早期に修繕したいため、アンプ、音声調整ユニットなどの修繕料を計上させていただきました。

次に、これらの財源となる歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

款18繰越金、純繰越金2万円につきましては、10月専決予算に係る財源といたしまして、平成24年度からの純繰越金を計上させていただきました。

次に、款19諸収入、目1雑入、工事請負契約解除前払い金670万円、工事請負契約解除違約金167万5,000円、工事請負契約解除調整金9万円につきましては、請負業者の事業停止に伴い工事請負契約を解除しましたので、工事前払い金、工事違約金など合わせて846万5,000円を計上させていただきました。

以上、承認第7号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

承認第7号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第4 承認第8号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第4、承認第8号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長心得。

○総務課長心得（平林竜一君） ただいま上程いただきました承認第8号、損害賠償

の額を定めることの専決処分の承認について提案理由のご説明をいたします。

議案書10ページをお願いいたします。

この案件は、町公用車による物損事故において示談が成立し、損害賠償の額を定めたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故発生年月日は平成25年7月17日で、事故発生場所は永平寺町牧福島地先の国道416号です。

事故の概要でございますが、町公用車、これは消防団車でございますが、操法訓練を終えて車庫に入庫させるために後進した際に、福井方面から東進してきた普通自動車と接触し、消防団車の右側面を損傷したもので、事故の種別は物損事故であります。

相手方の住所、氏名は、議案書に記載のとおりでございます。

損害賠償の額につきましては、相手方の車両の損害額に対して、本町の事故責任割合1割分の8万7,414円を損害賠償の額と定めたものでございます。

なお、10月8日付で、本町の自動車損害共済事業を委託しております全国自治協会から示談書の送付があり、早急に損害賠償金を支払う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により10月9日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

承認第8号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 議案第31号 平成24年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第5、議案第31号、平成24年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を議題といたします。

本件は去る平成25年9月4日、予算決算常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） ただいま上程いただきました議案第31号、平成24年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての委員会報告をいたします。

9月4日、平成25年第5回定例会議において当委員会に付託されました議案第31号、平成24年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定については、9月24日、10月2日、4日、7日、11月1日、8日の6日間、委員会を開催をいたしました。

審査に当たっては、一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、決算成果表、事務報告書等をもとに、関係職員から、1、事業の目的、2、主な事業の内容と支出、3、事業の成果と見直し点等についてを中心に説明を聴取し、慎重に審査いたしました。また、公共施設及び工事箇所等の現地視察を9カ所行いました。

また、今回初めて、404の事務事業の中から18事務事業を抽出し、議会として評価をいたしました。事務事業評価は、妥当性、効率性、有効性等について行政の評価を事務事業評価シートに基づき説明を聴取した後、議員全員が議会評価シートを作成し、それを取りまとめをいたしました。

審査の結果は、平成24年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定については、原案のとおり承認することに賛成多数により可決をいたしました。

議会の意見といたしまして、1、自主防災組織連絡協議会を定期的で開催し、資機材の地区別整備状況や活動状況を報告し、自主防災組織の活性化を積極的に取り組むこと。2、一般会計の基金のうち、近年取り崩ししていない基金については、その設置経緯や目的等を精査し有効活用を図ること。3、合併以前の繰越滞納も含め、全滞納額の根拠、状況を早期に議会に示し、処理すべきものは対処するよう、また滞納の自主納付、分納などの指導を行い、滞納解消にも努めること。4、保育士の正職員と臨時職員の割合は、行政が目標としている割合に達し

ていない。早期に改善するよう改善計画を示すこと。5、松岡古墳群の出土品は大変貴重なものがあり、綿密な整理作業により復元されているが、町民にわかりやすい報告や展示などでその歴史的価値を十分理解していただくよう努めること。6、レンゲ米は、出荷時の約7割を学校給食に使用している状況では市場に十分出ているとは言えず、販路確保が大きな課題である。また、そのレンゲ米の作付を個人の認定農業者の国、県に対する補助条件にしていることは、多くの労力と時間を要するレンゲ米作付の義務づけ化で個人認定農業者の経営を圧迫することと推察される。見直しを検討するよう再度求める。7、こしの国広域事務組合の機器更新は平成30年を目標年次としているが、現時点での資産を出しつつ、少しでも内部留保金を蓄えるよう中期財政計画に反映するよう早く示すこと。8、下水道の管路の耐震対策は重要な施策で、管路の重要性、地域性、建設年度を考慮し、早急に計画を立案し議会に示すこと。

以上であります。

これらの指摘事項を十分留意し、今後の事業執行及び平成26年度予算編成に反映していただくことを強く要望し、提案理由の説明といたします。

○議長（伊藤博夫君） これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） きょうの決算の認定の問題についてのことですが、一つは、各課長には委員会のときに詳しく聞いてきたつもりでいます。そこで、委員長に総括的な質疑がどこであるのかということによって求めてきたんですが、それは今回ということになりました。

私が一番思うのは、人事の公平性の問題についてひとつお聞きしたいと思えます。この前、議員の前にいる理事者、特別職とか消防長までは別にして、それ以外のいわゆる前役場の出身の状況を見ても、松岡役場出身が4名、永平寺町役出身が12名、上志比出身が4名というような状況が見られます。これについては合併当時はどうだったのかということですが、その当時からかなりの差がありました。これまでの答弁では、いわゆる採用年度のことで順次そうなっているという話もあったんですが、これはある意味、役場職員のやる気を起こす人事配置になっているのかというのが1つと。

この間、担当課長が毎年のようにかわるところが見られるわけですね。特に合併後いろいろな施策を進める上では、僕は、退職や世代交代とはいえ、その熟知度がやっぱり町民の生活に直接かかわる問題でもあるので、その辺どう見ている

のかというのをやっぱり、総括も含めて1つは聞きたいですし。

2つは、この決算審議の中で初めてわかったんですが、町の町有地の売却で棚地籍の売却が出てきました。これは23年度で行われたということの報告ですが、これまでもいろいろ議会では私問いかけてきたつもりでいます。たしか坪当たり10万円以上で購入した地面がいわゆる坪1万円で売却されたということですが、でも、当時、訴訟になって大きな問題になっていたんですが、そういう根拠も示さずにこっそり進めてしまう。また、学校給食の無償化もこの年に準備されてきました。いつから論議してきたのか。議会に初めて示したのはいつか。この間、こういうやり方が随分見られるわけですね。そこらにやっぱり、議会との関係でも町政を進める上でも、決まったからこれを認めろという進め方については問題があるのではないかと思っているところです。基本的なところでその辺、個々の問題についてはもう随分論議してきているので、基本的な考えだけ聞いていきたいと思えます。

もう1点あります。もう1点は、不況時ということで国もいわゆる緊急雇用対策とか地域の臨時経済対策ということでいろんな交付金が出てきました。町に交付されてきた、おりてきたお金は町外に出さない。町内の活性化に全て使うということが基本だと思うんです。ところが、やはりいろんな、これは町内業者がやっている管理なんかについても町外に出ていくという準備がこの年にされるということもありました。それらを見ていると、どうも町の施策、いわゆる国の示した方向性についての一貫性がないと。その辺はどう考えているのかお聞きしたいなと思っています。

○議長（伊藤博夫君） 滝波委員長。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） まず人事の件であります。結果としてそうなっているという状況は今の報告でわかりますが、その内容については特に私から述べるようなことではないとは思っております。ただ、一般的な考え方ですが、人事についてはやはり採用年度も必要ですが、能力重視ということが大前提になるのではないかなというふうには思っております。

2つ目の町有地売却についてであります。おっしゃるとおり、平成23年度に売却されました松岡棚地区の町有地でございます。この件につきましては、以前、土地交換訴訟という旧松岡時代にあった物件であります。これにつきましては決算審査の対象外ということで、特に重要なことでもありますので、議長におかれまして当委員長から申し出をいたしているところでございますので、議会と

いたしましてどうするかという判断を議長のほうでしていただくことになると考えております。

3つ目の学校給食の無償化の論議については、内部での論議はいつごろから行われたかは承知するものではありませんが、議会として初めてこの件について情報を得たというのは本年2月14から16でしたか、事業のヒアリングをしたときに初めて新規事業として出てきた案件であります。3月定例会に審査する直前のときだったと覚えております。

4番につきましては、基本的に議会といたしましては地元優先で業者選定をということを常々言っておりますが、入札が大前提でございますので、そのことでこういうような結果になっているんだと承知しております。

行政のほうでは、私が答弁できなかった部分、十分補足のご答弁をいただきたくお願いをいたしまして、私の答弁とかえさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 町長。

町長。

○町長（松本文雄君） 今お尋ねをいただきましたけれども、一つは人事の配置のお話をいただきました。これはまず、人事は基本的には適材ということもありますし、それからこれ、人事のときに自己申告書をいつもいただいておりますので、その本人の考え方も十分入っています。

もう一つ、今、上志比と永平寺と松岡の人数のお話がありましたけれども、これは年齢的なこともありますし、それからいろいろ。まず大きいのは年齢的なことだと思います。ただ、合併当時は松岡がほとんどでなかったかとも思っておりますし、それはそれでそういうことが出てくるんですけれども、基本的には、例えば課長の場合ですと、自分が合う仕事があるということが一番前提だと思っております。そういうことを見て、それが議員さんから見るとどうかはちょっと別にしまして、やはりそういうことも一つだと思いますし、それから年齢的なものもありまして、そういうことも考慮することもありますし、そういうことで今人事の配置をしております。ただ、これが公平性とかなんとかということではないと思いますので、そういうことではないと思います。

それからもう一つは、学校給食の無償化のお話ですけれども、いつも新規事業につきましては2月ぐらいにこれまでお話をしてまいりました。特に今回、給食の無償化というお話でありましたけれども、これはいろいろ前から考えておりまして、非常に子どもに対する負担がいろいろな面であるということもありました

し、いろんなこと、そういうこともありましたし、これまで給食費が滞ることもありましたし、他の市や町でも非常に滞っているというお話も聞いておりますので、こういうものは本当に町が、言葉はいろいろ、言い方はあると思うんですけども、見てあげて、そして元気で育っていただくということが非常に大きな目的だと思っております。

これもいろいろ、そういう給食費を無償にするという本来の形もありますし、そういうものがどういう形で後に続くかということもありますので、非常に人口が減ってきておりますし、医療費の無料化もやっておりますし、保育料も非常に安い保育料をいただいておりますので、そういうものが若い人がこの永平寺町に住んでいて、いろんな面でこれからそういうことを含めて子どもさんをたくさん産んでいただくという定住のお話もありますので、そういうものは一日も早くすることが、議会でももうちょっと待ってからというようなご意見もいただきましたけれども、これは早くすることが非常にいいと思っております。いろんなお話を聞いておまして、女性の立場からも聞いておりますし、保護者の立場からも聞いておりますし、学校のお話も聞いておりますし、非常にこのことについては、どういうんですか、非常に喜んでいただいているということが現実だと思っております。

今、人口も減っていくというふうな、これはもう趨勢であります、やはり大事なことは、これは地域間の競争でありますのでいろんなことを早くすることが非常に大事だと思っておりますし、おうちを建てるのも、消費税のこともあると思うんですけども、たくさん多くなってまいりましたし、それから永平寺町に出ている方が戻ってくるというお話も幾つも聞いておりますので、そういう意味で非常によかったと思っております。これからさらに子育てとか教育につきまして充実を図っていききたいと思っておりますし、これまで以上にもっともったいろいろなことをしていきたいと思っております。

あとにつきましては、担当課長からお話をさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） それでは、2番目の町有地の問題と、それから町業者の地元優先という言葉について2点、回答をさせていただきます。

まず1点目、町有地の売却の単価につきましてでございますが、ここにもちょっと書かせていただきました。売却価格につきましては不動産鑑定士の評価をいただいております。その金額から、ここにも、決算の回答書にも書かせていただ

きましたが、その売却の中に構造物、何か鉄筋コンクリートの燃料を貯蔵するようなコンクリートの地下埋設物があるということが確認されました。本来ならば、それを除去し、そういうものを更地として売るべきものでございますが、緊急を要しましたので、それは不動産鑑定師の価格からその分、撤去費用を引いた価格を売却価格としてさせていただいたということで、その金額が先ほど金元議員言いましたように坪1万円というような形にさせていただいたという経緯がございます。

それから、地元業者優先でというようなことでございますが、地元業者を育成するというのが我々の、任務という言葉がいいかどうかはわかりませんが、当然のことだということに思っております。当然町内の業者でできるものについては町内の業者で指名するということを大前提としております。ただし、指名の中には指名を何件、金額に応じて何件を何社するべきというような決めもございますので、その町内業者で足りない分については町外業者を指名するということもございまして、あくまでも指名委員会の中では町内ですということを前もっていたしますか、そういう中で指名をしていくというようなことを考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 僕、土地交換のことだけちょっとだけ言っときますけど、たしか当時は360坪ぐらいあったやつの180坪ぐらいを先に切り渡したんですね。ほかに残った地面は、町道用地やということで堤防の下に道路をつけたのが1筆、今いわゆる横にまき置いてあったもう1筆、裏に用水用地としてあったもう1筆、記憶ではですよ。だから3筆あったと思うんですね。その1筆について、例えば構造物があるというのは、わからんですよ。調査したようなふうもないですから、どうしたんか知らんですけども、もしあるとしたらどれだけの金額で当時購入したのか。また、どの筆については幾らという評価になったのか。あとはどうなっているのかということも含めてきちっと、3筆あるなら全部、約180坪ぐらいを1つの用地として売却するというのも矛盾すると私は思っています。だからそういう意味では大きな訴訟問題にもなった問題ですから、議会への説明責任があると私は思っていたんですね。それがなかった。本当は鑑定書も出して、議会で、こういうんでどうでしょうかという説明があるのが普通だと思っていたんですが、それがなかったと。

ただ、私が言っているのは、その問題はこれからまたいろいろただしていく機

会があると思います。今回はこれで終わりますけど、町有地の売却の問題、学校給食の問題は進め方。進め方として、町長は前から考えていたかもしれんけれども、ヒアリングのときに新しい事業を示す。しかし、進め方について、もっと早くから十分議会に説明する責任は行政にないですかというのが私の今回の質問の趣旨ですから、そういう意味ではそういうことで聞いておいてほしいと思っています。

○議長（伊藤博夫君） 回答はいいですか。

○3番（金元直栄君） いやいや、もちろん答弁あれば。この際ですから。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） さっき地元業者の優先のお話がありましたけれども、これはほとんど、今監理課長も申し上げましたけれども、100%地元を優先してやっています。ただ、入札するには3社ではあかんとか8社以上とかというふうな決まりがありますので、そういうときに地元で足らんときには当然町外の業者がやってきますし、そういうことです。

それから大きい、その金額にありまして、いろいろな形があるんですけどもそういうことも、やはり技術者がいなければならんとかということもありますので、それは入札の形ですので、それも十分踏まえてやっておりますので、基本的にはもう100%に近いものを地元に出しているということは、これはいつも申し上げているところでありますので、これは大きな改善をこれまで何年もかけてやってきましたので、それはそういうことはもう一切ないと思います。

それから、今のいろいろな、どういうんですか、新しい事業を始めたりそういうものがある場合にもっと早くということは今お話をお聞きしてもっと早く、これから町のほうも、政策の話は今進めておりますが、これも行ったり来たり決めて、最終的にはまだまだ決まらんということでありまして、そういうところで今後どういう形でそういうものが、新しい事業なんかをどこまでお示しするかということも十分考えていきたいと思っておりますし、非常にいい事業が幾つも出てきておりますので、そういうものをどうするかということも十分考えていきたいと思っておりますが、今の無償化につきましてはこれまでどおり、10月ぐらいから進めてきたものを形をつくって、全国的なことも調べて、そして2月に出したというのは、これまで出した方法をとってきましたので、いろいろな形があると思うんですけども、そういうことは十分考えていきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

上田君。

○16番（上田 誠君） 上田です。

委員長に質問をします。いろんな形で質問させていただいてはいたんですが、そのときに予算に関する指摘事項という、この回答書の中にあつたことで私の2点をお聞きしたいと思います。

上志比支所のところの消雪設備 委託料が適切であると考えているという回答が来ています。質問の中では検討するというんですか、調べるというふうな回答であつたかなというふうに思っております。

それから送風ファンのところですが、県下で先駆けて送風ファンをやって、それが著しい効果があらわれたと。要は成果が出たという形ですが、現実的にはなかなかそういうふうな使い方じゃなかったんじゃないかという質問がありました。しかし、この回答書の中にも、要はよく効果があつたというふうな形。今後の使い方もあるんですが、そういうことが書かれております。あと、次の議案の中で、議会としての事務評価があつて、それについて意見書とついて述べることもありますのでそれにも委ねていきたいとは思いますが。

そういうことでいろんな論議の中で腑に落ちんところがあつたんですが、それについてお聞きしたいのと、その回答が全てが決算について悪いわけじゃないんですが、納得いかん点もあるのでちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（伊藤博夫君） 2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） 当委員会では、各委員からの質疑、そして行政からの回答、その後にもまだ回答が不足している部分、指摘したい部分については、11月1日に取りまとめをいたしまして、予算決算常任委員会の指摘事項ということで行政に指摘をさせていただいております。そして7日にその回答をいただいておりますが、その中にも、今上田議員がおっしゃられた上志比支所の問題、そして学校教育課の問題も指摘をしております。そこについてはおの行政の回答をいただいておりますので、その回答について議会として了解したということではありませんが、ただただ議会もまだまだ勉強不足ということで、もう少しその内容を精査する必要があると認識をしております。その点については上志比支所の件でございます。

それと学校教育課の送風ファンについては、同じように指摘をさせていただいておりますし、回答もいただいておりますが、これについては後ほど委員会とし

て提案をいたします意見書の中に、議会の最終の評価、意見ということで載せさせていただきますので、それに換えさせていただきたいということで、私の提案理由の中の指摘事項には含めさせていただかなかったということでございます。

どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） その決算について、決算認定するに当たってその全てを承認するというわけには私はいかないということで、まず1点は、先ほど言いました上志比支所の件、それから学校送風ファンの件、それから事業評価の中でも包括支援事業の委託料の件、それから中学校派遣事業の点について行政のほうの見解は少し問題があるというふうに思っておりますので、今回のこの決算認定については自席にて保留をしたいというふうに思っております。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

これにて質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私は、24年度決算認定の反対討論として、まず決算全体を見てみますと、例えば子育て支援のように、国の施策は非常に大変な状況になってきている中で行政が子育てには責任を持つ。特に保育園、いわゆる昔の保育所に基づくこれら施策については責任を持つと。これらについては評価するところでもあります。また、その他の点で町民の生活に必要な部分もあることは認めます。

ただ、先ほども幾つか質問をさせていただきましたが、1つは、やっぱり私は人事の公平性の問題では町長の見解とは違うと思っております。以前からもこの点は言ってきました。ただ一つだけ指摘しますと、合併後、女性の課長は松岡からは出ていないと思っているんですね。それらも一つの問題かなと。そういうことを含めて全体的に公平性、客観性も含めて確保していかないと役場職員のいわゆる活性といいますか、やる気はなかなか起こしていけないのではないかと私は思うところです。

2つ目は、今、町有地の売却の問題もありました。23年度にやったということでもありましたけれども、例えば学校給食の問題でもそうです。学校給食の無償化の問題、私はいいことやと思っております。ただし、この進め方については、

やはり大きな制度ですから、その制度としての根拠を整備するのが先だと思います。そのことに関して言えば、やはり大きな論議の期間が必要なはずですね。これがない。大きな制度であればあるほど、慎重にその制度を根拠として行政としては持つべき。そうでないと、いわゆるつかみ金を分けるという話になってしまうんですね。ここは大事なことです。また、議会への説明も遅かったと思っています。これは町の説明責任を果たしていないというところにつながっているのではないかと思うところです。

次に、税の滞納処理の問題です。これについては長年、いわゆる回収不能な金額もあるように思います。合併前から1億数千万円あったように思います。こういうふうな問題についてどう対処していくのかというのは毎回決算で話題になるんですが、それをどうするかというのはまだ具体的には出てこない。その辺をやはりきちっとしないと、これまた職員がどれだけ集められたという意味でのいわゆる実感、体感につながらない。ここらも行政の政治的な姿勢として私は指摘しておきたいと思います。

この年度には防災無線の入札の問題もありました。このときには何社も、たしか5社は辞退したと思うんですが、その設計にも問題があるというのは設計業者の入札状況の中でも町幹部はそういう答弁をされていたので問題があると見ていたんですが、やはり検証もされていないように思います。

高齢者福祉の問題で言いますと、やはりこれは町がもっと直接見ていくべきであります。ほぼ社会福祉協議会に高齢者対策を委託するというのでは問題だと思っています。これは地域包括支援センターのいわゆる委託の問題でもそうです。唯一、町の福祉事業として高齢者を使う窓口として設置が義務づけられているセンターでありますから、ここはやはり直接つかむから直営でやるという姿勢が必要だと私は思っています。

その地域包括支援センターの中立、公平性の確保の問題でも、これは今の状況を聞いている限りでは到底それが確保されているとは思いません。ほかの自治体での地域包括支援センターの委託状況を聞いていても、別の建物にきちっと中立、公平性を確保できるような担保をしている。当然そこには町から、いわゆる行政から職員を派遣しているというのが普通です。そういう意味では、これらが見えているのにどんどんずるずると進めていくのでは問題だと思っています。

さらに、国民健康保険等にも関係するところですが、保健師の仕事の問題です。保健師が健診の電話点検をするというのは、これはそれ以前に、町がいわゆる臨

時雇用ということで職員を雇って点検したときにその受診率も大きく伸びました。保健師がわざわざする仕事ではないと思っています。保健師にはもっとほかに仕事があるし、現に庁内で保健師が一堂に会して、町民に対するどういう健康事業をやるかというのもやられているという話も聞いておりません。

次には保育士の問題ですが、少なくとも嘱託職員をやっぱり正職員との割合で見れば少なくする。町も6割とか6割5分に正職員をしたいという報告をしていますけれども、それらの計画の方向性は具体的にはまだ見られていない。

次に、放課後児童クラブの問題で言いますと、空き教室の利用の問題については一歩踏み出していない。これは福井県特有の問題かどうかは知りませんが、全国的にも僕は珍しいと思っています。

さらに討論のもう1点では、先ほど言いましたように、いわゆる国から交付された地域の活性化のための臨時交付金、これらについて本当にどう使っていくか。町に大きく残すということも指摘してきましたけれども、非常に大事なことだと思っています。そのお金だけでなしに町内の業者、例えば河川管理等についてはこの年に入札が行われて町外の業者に決められるわけですが、そこらも町としての一貫性はないと思っています。徹してここは町内の業者に任せるべきですし、ほかの自治体の話を聞いてみますと、どうして町外の業者に任せるのというのがほかの自治体の、いわゆる永平寺町以外の自治体の共通した声と私は聞いています。この辺にも問題があると思っています。

一般会計についてはこの辺で終わりますけれども、次に特別会計であります。

国民健康保険会計ですが、特定健診に関して、いわゆる早期発見、早期治療ということで特定健診をやっていますが、これらの保健師のいわゆる健診、点検については問題です。それは指摘してきました。ただ、本当に国民健康保険にかかわる人たちだけでなしに町民全般の医療費を下げるためには、町のいわゆる福祉との連携での保険事業の強化というのは大事です。今、確かに町もやっていますが、どうもその辺が具体的に、保健師の活用も含めて見られていないと思っています。

後期高齢者特別会計についての討論ですけれども、これはまさに差別的な制度であるというのは以前に示され、国も何年度には廃止するという方針まで一時出したことがあります。今回については、特に後期高齢者医療制度に加入する人たちのいわゆる保険税と申しますか、その負担区分の見直しによってさらにこの部分がふえている、ふやされていく、こういう方向が示されていることについては

認めるわけにはいきません。

次に、介護保険特別会計への討論です。やはりこれからどんどん介護保険が変わっていくという方向が示されています。国は消費税を5%から8%に上げることで社会保障を充実したいという名目でした。でも、さきの参議院選挙以来、もう安倍さんはその消費税を社会保障制度に使うということはほとんど口にしていません。よく見ていただきたいと思います。という意味では、特に介護保険の要支援外しの問題……。

○議長（伊藤博夫君） ちょっと金元さん、ちょっと言わせてもらいますけれども、委員長報告に対する討論やと思うんですけれども、これ委員長報告に対する……。

○ (君) 休憩してください。

○議長（伊藤博夫君） 休憩。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時59分 再開)

(録音切れ)

○3番（金元直栄君）

となると、町自身でどう取り組んでいるかが今後非常に町民の介護保険利用者に対しても大きな影響があると思うわけです。町独自でもやっていくための施策が今の介護保険、町のやっているのを見る限りでは見られない。特に高齢者の実態をつかむためにも町としてどうしていくのか、町全体としての立場も不明確なように私は思っているので、これも認められません。

さらに、この年、これ下水道と、これは農業集落排水特別会計も含めてあわせてのことですが、上志比、永平寺で料金の改定がありました。農業集落排水と公共下水ですが。私、これまでも指摘してきましたけれども上志比での上がり方、説明を聞いていますと、永平寺での料金の下がり方、大体1人当たりを示しますと同じような金額と聞いています。でも私は、やはり上がり方を見ると、上志比内での大口と小口の相殺があって大体1人当たり同じような金額になっているはずですが。やはりこのことを考えると、激変緩和期間を設けて進めるのが必要だったのではないかと思います。こういう進め方、会計上の問題では町にとってもいろんな問題があるのかもしれませんが、永平寺での下がりのほうを比べてみますと、やはりそれらを少しでも相殺できるような形で進めるべきだったのに、

それが進められていないというところでこの年度の会計については認められないという立場をとっていきます。

以上です。特別会計も含めて討論をしました。

○議長（伊藤博夫君） 次に、委員長報告に賛成討論の発言を許します。

長谷川議員。

○11番（長谷川治人君） 私、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今、金元議員のほうからの意見として、一般会計、あわせて特別会計まで何点かご指摘がありましたけれども、それらの幾つかの件につきましては今までも幾度となく議論もされ、行政からもそれら一つ一つの回答をいただいていたと、私どもはそう思っております。決算審議も6回と回を重ねて十分論議を尽くされてきたと、かように私自身は思っております。また、審議の中で大多数の議員の賛同をいただいたものであります。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

日程第5、議案第31号、平成24年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

本決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本決算については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

ここで15分まで暫時休憩いたします。

（午前11時04分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第6 議案第32号 平成24年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第6、議案第32号、平成24年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての件を議題といたします。

本件は去る平成25年9月4日、予算決算常任委員会に付託されました議案で

あります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） 去る9月4日、平成25年第5回定例会議において当委員会に付託された議案第32号、平成24年度永平寺町上水道事業会計の決算認定については、9月24日の現地視察、10月7日の関係職員からの説明を聴取し、その後、慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、平成24年度永平寺町上水道事業会計の決算認定については、原案のとおり承認することに全委員賛成により可決いたしました。

議会の意見といたしまして、簡易水道の起債償還は上水道事業会計の大きな負担となります。平成28年度までに健全な経営状況を構築するための方向性や計画を早く示すことであります。

この指摘事項を十分留意し、今後の事業執行及び平成26年度の予算編成に反映していただくことを強く要望し、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定です。議案第32号、平成24年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

～日程第7 発委第1号 議会評価意見書の提出について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第7、発委第1号、議会評価意見書の提出についての件を議題といたします。

議案の朗読をさせます。

なお、朗読は議会の方向性のみをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局長。

○議会事務局長（清水 満君） それでは、朗読をさせていただきます。

発委第1号

議会評価意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成25年11月11日

永平寺町議会議長 伊藤博夫君様

提出者 予算決算常任委員会

委員長 滝波登喜男

平成24年度永平寺町事務事業評価議会評価意見書。

事務事業名、地域コミュニティバス運行委託料。次年度の方向性について報告をいたします。次年度の議会の方向付は拡大でございます。予算における議会の方向付は今年度並みとなっております。

続きまして、事務事業名、防災備蓄品整備事業。次年度の議会の方向付は拡大でございます。予算における議会の方向付は増額となっております。

事務事業名、防災行政無線整備工事。次年度の議会の方向付は拡大でございます。予算における議会の方向付は増額となっております。

事務事業名、納税組合納税奨励金。次年度の議会の方向付は縮小となっております。予算における議会の方向付は減額となっております。

事務事業名、消防団員報酬。次年度の議会の方向付は現状維持でございます。予算における議会の方向付は今年度並みでございます。

事務事業名、特定健診委託料、特定保健指導委託料。次年度の議会の方向付は

現状維持でございます。予算における議会の方向付は今年度並みでございます。

事務事業名、包括支援事業委託料。次年度の議会の方向付は拡大でございます。予算における議会の方向付は増額でございます。

事務事業名、健康福祉施設整備工事。次年度の議会の方向付は終了・完了でございます。予算におきましても議会の方向付は予算なしとなっております。

事務事業名、放課後児童クラブ嘱託職員賃金。次年度の議会の方向付は拡大でございます。予算における議会の方向付は増額となっております。

事務事業名、教室エアー搬送ファン設置設計業務・工事。次年度の議会の方向付は終了・完了となっております。予算における議会の方向付は予算なしでございます。

事務事業名、中学生海外派遣事業補助金。次年度の議会の方向付は現状維持でございます。予算における議会の方向付は今年度並みでございます。

事務事業名、永平寺農商工ブランド発信協議会補助金。次年度の議会の方向付は現状維持でございます。予算における議会の方向付は今年度並みでございます。

事務事業名、町道牧福島藤巻歩道整備工事。次年度の議会の方向付は現状維持でございます。予算における議会の方向付は今年度並みでございます。

事務事業名、松岡公園整備工事。次年度の議会の方向付は拡大でございます。予算における議会の方向付は増額でございます。

事務事業名、施設建設改良費。上水道でございます。次年度の議会の方向付は現状維持でございます。予算における議会の方向付は増額となっております。

事務事業名、パソコンリース料。次年度の議会の方向付は縮小でございます。予算面における議会の方向付は減額となっております。

事務事業名、庁内ネットワークシステム保守委託料。次年度の議会の方向付は現状維持でございます。予算における議会の方向付は今年度並みでございます。

事務事業名、サーバーリース料。次年度の議会の方向付は拡大でございます。予算における議会の方向付は増額でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） 去る10月2日、4日、7日の3日間、予算決算常任委員会におきまして、平成24年度に行われた404の事務事業の中から18事業を抽出し、行政による事務事業評価シートに基づき、事業の

総合振興計画での位置づけ、事業の目的、内容、町民の要望、事務事業の評価等を聴取しました。これらに基づき、議員全員による事務事業評価を行いました。

初めて実施したことで、他の先進地の視察や実例を参考に、手探りの中、実施を行いました。特に18事業の総合評価は、行政は、A（計画どおり事業を進める）が15事業、B（事業の進め方等に改善が必要）が3事業であったのに対し、議会評価は、Aが11事業、Bが4事業、C（事業の統合、規定、内容、実施主体の見直しが必要）が3事業であったことは、いかに行政の評価と議会の評価が違ったことが明らかになりました。特にC評価であったのは、放課後児童クラブ事業、学校教室エアークリアファン設置事業、永平寺農商工ブランド発信協議会補助事業でありました。これらの評価をもとに議会評価意見書を作成いたしましたので、これを提案をいたします。

議員各位には、18事業について町民の立場から評価をいただき、当委員会で多くの議員の意見を大切に、集約をいたしました意見書であります。十分ではないかもしれませんが、永平寺町議会において議会基本条例にのっとり新たな一歩でありますので、ぜひご理解をいただきご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

また、行政におかれましては、意見書が提出されましたら各事業の意見書を十分留意し、次年度である平成26年度予算編成に生かされますよう重ねてお願いをし、提案の理由といたします。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決いたします。

発委第1号、議会評価意見書の提出についての件を原案のとおり決することに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時26分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところをご参集いただきまして、ここに全日程を終了したことを心より厚くお礼を申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げ、平成25年第6回永平寺町議会臨時会を閉会いたします。

町長より閉会の挨拶を受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました議案につきましては慎重にご審議をいただき、そして適当なご決議を賜りまことにありがとうございました。

これから寒さの厳しい季節を迎えますが、議員各位におかれましては健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶いたします。

(午前11時28分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員